

平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会

傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会規則第8条の規定に基づき、平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴の受付は、委員会開催日の開催時刻30分前から10分前の間に行うものとする。

2 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了するものとする。

3 傍聴者の定員は、会議を開催する都度定めるものとする。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設ける。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器、棒等その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、たすき等を携帯し、または着用している者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク等を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者はみだりに傍聴席から離れないこと。
- (2) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、公然と賛否の意向を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等は会議の冒頭までとする。
- (5) 携帯電話等は使用しないこと。
- (6) 前各号に定めることのほか、会議の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第5条 傍聴者は、会議の傍聴するに当たって、係員の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴者が第4条各号の定めに違反し退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。この場合において、退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

附 則

この要領は、令和3年12月9日から施行する。